

# 山形県公報

平成19年12月21日(金) 第1902号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則
 山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則......(人 事 課)...1580
技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....( 同 )...1581

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則......(障がい福祉課)... 同 牧野法施行細則の一部を改正する規則......(エコ農業推進課)...1583

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則......(出 納 局)...同

訓

告 示 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程......(経営安定対策課)...1601

山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の一部変更.....( 土地改良区の役員の退任の届出..............................(村山総合支庁農村計画課)... 同 土地改良区の役員の就任の届出.....( ) ...1602 十地改良区の定款変更の認可.....( 同 )...1603 県営土地改良事業計画の変更.....( 同 ) ... 同 県道の供用の開始......(村山総合支庁建設総務課)...1604 一般国道の供用の開始......(最上総合支庁建設総務課)...同 .....( ) ... 同 同 県道の供用の開始.....( 同 ) ... 同 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同 県道の供用の開始.....( 同 ) ...1605

# 教育委員会関係

規 則

訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令......1610

告 示

1579

# 監査委員関係

訓令

#### 人事委員会関係

規 則

訓令

# 企業局関係

規 程

# 病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程......1622

公 告

規則

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第118号

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県労働委員会事務局組織規則(昭和27年10月県規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄第7項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、「並びに育児休業に係る届出の受理」を削り、同欄に次の2項を加える。

- 8 課長の修学部分休業に係る承認に関すること
- 9 課長の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること

別表課長専決事項の欄第9項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育時短時間勤務の期間の延長」に改め、「並

びに育児休業に係る届出の受理」を削り、同欄に次の2項を加える。

- 10 所属職員の修学部分休業に係る承認に関すること
- 11 所属職員の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表事務局長専決事項の欄第7項及び課長専決事項の欄第9項の 改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第119号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「うち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額にその者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を「給料月額は、第1項の給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改める。

第6条第2項中「(再任用短時間勤務職員にあつては、当該額にその者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を削る。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条を第10条とし、第8条の2の次に次の1条を加える。

(短時間勤務職員等の給与の特例)

- 第9条 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額にその者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額にその者に係る1週間当たりの勤務時間を常勤の職にある者に係る1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第120号

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則(昭和54年11月県規則第60号)の一部を次のように改正する。

Г		. г		
	3,500円		9,300円	
	4,500円		11,400円	
	6,000円		14,300円	
別表第2中	7,400円	を	17,300円	に改める。

8,900円 18,800円 20,700円 10,800円 13,300円 23,300円 氏 名 に改める。 別記様式第1号中「氏 名 (記名押印又は署名) 「 氏名 に、「年金管理者氏名」 印」を (記名押印又は署名) 別記様式第3号中「氏 名 「 年金管理者氏名 に改める。 印」を(記名押印又は署名) 別記様式第7号、別記様式第9号、別記様式第14号、別記様式第17号、別記様式第17号の2及び別記様式第20号 「 氏名 別記様式第24号中「氏 名 即」を に、「(年金管理者)氏名 (記名押印又は署名) 」 「(年金管理者)氏 名 印」を (記名押印又は署名) に改める。 氏 名 に改める。 印」を (記名押印又は署名) 別記様式第25号中「氏 名 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 (経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成19年12月県条例第68号。以下「改正条例」という。)附則第2項第1号に規定する者に対して同号の規定により読み替えて適用される改正条例による改正後の山形県心身障がい者扶養共済制度条例(昭和54年10月県条例第35号。以下「改正後の条例」という。)第8条第1項に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

昭和61年4月1日における年齢の区分	掛金月額
35歳未満	5,600円
35歳以上40歳未満	6,900円
40歳以上45歳未満	8,700円
45歳以上	10,600円

3 第5条及び第8条の規定にかかわらず、改正条例附則第2項第2号に規定する者に対して同号の規定により読み替えて適用される改正後の条例第8条第1項に規定する規則で定める額及び改正条例附則第2項第3号に規定する者に対して同号の規定により読み替えて適用される改正後の条例第9条第1項に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

加入時又は口数追加時の年齢の区分	掛金又は口数追加掛金の月額
35歳未満	5,600円

35歳以上40歳未満	6,900円
40歳以上45歳未満	8,700円
45歳以上50歳未満	10,600円
50歳以上55歳未満	11,600円
55歳以上60歳未満	12,800円
60歳以上65歳未満	14,500円

牧野法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第121号

牧野法施行細則の一部を改正する規則

牧野法施行細則(昭和26年11月県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、「令」とは牧野法施行令(昭和25年政令第244号)を、及び」を「いい、」に改める。 第5条を次のように改める。

#### 第5条 削除

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第2号を次のように改める。

### 様式第2号 削除

別記様式第9号、別記様式第11号及び別記様式第12号中「印」を削る。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第122号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号及び別記様式第7号を次のように改める。

# 様式第6号(証紙売りさばき人指定申請書)

						<b>山</b> π	彡県証紙	売りさば	き人指定申	請書					
.1.π		n <del>da</del>	<b>—</b> п										年	月	日
Щπ	/県知	⊔ <del>事</del>	殿					申請者 住所又	は所在地						
								-	番号( は名称及び	が代表者	) 託名		-		) ED
下記 します		:お	り証	紙の	売り	さばきを行い	たいの	で、山形 記	県証紙条例	施行規	則第10	条第 1	項の規	見定に	より申請
売りさばき所	所		在		地										
き 所	電	記	i	番	号	(	)		-						
証紙(									銀行	本	店	営	業	部	
売り			ばる	き理	を由								支	<b>左</b> 店	
年間列											円				

# 備考 次の書類を添付すること。

- 1 売りさばき所の位置図 (ビル等建物の中にある場合は、その見取り図又は図面を含む。)
- 2 申請者が山形県証紙条例施行規則第8条第2号から第4号までに該当しないことを証明する書類 (身分証明書(申請者が法人である場合は、代表者のもの))
- 3 前年度分の県税及び市町村税の納税証明書(県税の場合は、現在滞納がない旨の証明書)
- 4 登記事項証明書及び定款の写し(申請者が法人である場合)

	2(印趣诵知書)

印 鑑 通 知 書

年 月 日

証紙取扱銀行 御中

売りさばき人

氏名又は名称及び代表者氏名

下記印鑑を山形県証紙の請求及び取扱手数料の領収について使用するので、山形県証紙条例施行規則第10条第3項の規定により通知します。

記

ED	盤						左の印	鑑を使用す	する売り	さばき所	:		
		所	<del>č</del>	Ē	地								
		電	話	番	号	(		)		-			

別記様式第9号から別記様式第12号の2までを次のように改める。

# 様式第9号(証紙売りさばき人氏名等変更届)

						山形県	!証紙売り	さばき人氏名等	変更届				
Щ	形県	<b>昊知</b>	事	殿				出人 主所又は所在地			年	月	日
								(電話番号 ( 代名又は名称及で		) 〔名	-		)
下	記の	のと	おり	氏名	等を変更し	たので、山	山形県証紙	条例施行規則第 記	113条第 1	項の規定は	こよりま	る届けし	<b>ンます。</b>
变	更	Ø	種	別		氏名	名称	代表者氏名	住所	居所	所在:	地	
			変										
垄	κ Z		更										
更			前										
<i>О.</i> Р			変										
容	\$		更										
			後										
变	更	<b>О</b>	理	由									
变	更	年	月	日			年	月	В				

- 備考 1 変更の事実を証する書類(住民票の写し、登記事項証明書等)を添付すること。
  - 2 「変更の種別」の欄は、該当する項目を で囲むこと。
  - 3 「変更の内容」の欄は、変更前と変更後の内容を対照して記入すること。

# 様式第10号(証紙売りさばき人変更承認申請書)

					山形県証紙売り	りさばき人	変更承認	即請書	ţ				
山形県	tn ≢	品化									年	月	日
山形宗	N <del>P</del>	供文				申請人 住所又は	所在地						
						(電話番 氏名又は	-	が代表者	) 釺氏名		-		<b>)</b>
						売りさば	き人との	D関係(	〔続柄				)
				-	解散)したので、糹 頁の規定により申詞		の業務を	行うこ	とを承	認して	くだる	さるよ	う山形県
売 ( 死 り 亡	住所		又 在	は地									
さ解	電	話	番	号	( )		-						
ばき 人 () した者)	氏名代氏	称	又 及 表	はび者名									
死亡(	解	散 )	年月	日		年		月		B			
承 継		の	理	由									

# 備考 次の書類を添付すること。

- 1 売りさばき人の死亡(解散)を証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)
- 2 申請者が山形県証紙条例施行規則第8条第2号から第4号までに該当しないことを証明する書類 (身分証明書(申請者が法人である場合は、代表者のもの))

# 様式第11号(売りさばき所変更承認申請書)

	山形県証紙売りさばき所変更承認申請書	
山形県知事 殿	年	月 日
山が宗和争	申請人 住所又は所在地	
	(電話番号( ) - 氏名又は名称及び代表者氏名	)
下記のとおり売り項の規定により申請	さばき所を変更しますので、承認してくださるよう山形県証紙条例施行規則 します。 記	第15条第 1
変 更 の 種 別	移 設 追 加 一部廃止	
変 変更前		
内 変更後 容 住 所		
変更の理由		

# 備考 1 次の書類を添付すること。

- (1) 変更後(一部廃止を除く)の売りさばき所の位置図(ビル等建物の中にある場合は、その見取り 図又は図面を含む。)
- (2) 変更の事実を証明する書類(住民票の写し、建物の登記簿謄本、登記事項証明書等)
- 2 「変更の種別」の欄は、該当する項目を で囲むこと。
- 3 「変更の内容」の欄は、変更前と変更後の内容を対照して記入すること。

													年	月	E
山形県	知事 殿														
						届	出人		:所在	:+#h					
							工厂	<b> </b>	·///11	۵۰.					
							(雪	話悉	문 (			)	_		,
							-		-	及び作		-			
				る証	紙取	扱銀	行を	变更	しま	すのて	:、山 <del>)</del>	形県証紙	条例施行	規則第	15条の
第1項の	規定によりお届	けしま	す。												
							訂	2							
变	变								本	店	営	業	部		
	更					銀	行								
更 の	前											支	店		
内	更				本	店	営	業	部						
容	更					銀	行								
苷	後											支	店		
	1														
· 更 (	の理由														

# 様式第12号(売りさばき業務廃止届)

					l	山形県証約	低売りさに	ばき業務廃止届				
111	ᄧᄩᄞ	事	显心							年	月	日
Щ7	沙朱八	<del></del>	<del>,,</del>				届出人 住所又	は所在地				
							-	番号( は名称及び代	=	-		)
								ばき人との関 ・その他 ( 続				)
					の売りさば	き業務を	廃止した	いので、山形り	<b>杲証紙条例施</b> 征	<del>丁</del> 規則第16	条第 1	項の規
たに	よりの	曲リ	します	o			記					
売り	住所	所	又 生	は 地								
ਣੇ	電	話	番	号	(	)		-				
ば	氏	名	又	は								
き	名	称	及	び								
人	代氏	ā	表	者 名								
廃	止	年	月	日 日			年	月	B			
廃	止	Ø	理	由								

- 備考 1 「売りさばき人」の欄は、届出人が売りさばき人と異なる場合に記入すること。
  - 2 届出人が売りさばき人と異なる場合、売りさばき人が届け出ることができない理由も「廃止の理由」 の欄に併せて記入すること。

様式第12号の2(売り	さはき人死亡	(解散)	届)
-------------	--------	------	----

					Ц	」形県	訓練	氏売!	りさば	き人	死亡	(角	解散)	届							
山形県	知事	即															£	Ŧ	月		日
山形朱	·Al <del>T</del>	<b>供</b> 又						j	届出人 住所	、 f又は	所在	E地									
										話番 (又は			ゾ代詞	長者日	) <del>〔</del> 名			-			)
									売り	さば	き人	رح	D関係	系(紡	抗柄						ED )
下記の します。	売りる	さばき	大が	死亡	(解散	≀) し	たの	)で、	山形	県証	紙条	:例於	色行丸	則第	第16条	第2	項の	D規范	定に	より	お届け
									訂	5											
売 ( 死 じ	住所	所	又	は 地																	
(解散	電	話	番	号	(			)			-										
ば き 人)	氏名代氏	名 称 <sup>3</sup>	又 及 <b>表</b>	は び 者 名																	
死 亡 ≢	(	解	散	) 日					f	Ŧ.			月			B					
精考 死で 附 ! この規則!	則								抄本、	住民	<b>記票</b> (	D写	し、i	登記	事項語	正明書	書等	)を	添付	† <b>ਰ</b> ਫ	ること
							訓					令	<b>-</b>								
/県訓令																		庁出	先	機	中関
	二 应系	等休	光一日	ㅁᆂ ㄱ	±8.40 ·	+ 1/2 /	~ L	- 1-		_											

職員の自己啓発等休業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5の規定に基づく自己 啓発等休業の承認の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (自己啓発等休業の承認の申請)

- 第2条 法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業(期間延長)承認申請書(別記様式第1号)により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。
- 2 前項の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書類 の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請)

第3条 前条の規定は、山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号。以下「条例」 という。)第6条第1項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告)

- 第4条 自己啓発等休業をしている職員は、条例第8条第1項各号に規定する場合その他当初承認された自己啓発 等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について変更が生じたときは、速やかに自己啓発等休業 に係る状況変更報告書(別記様式第2号)を提出しなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(職務復帰)

- 第5条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等 休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。
- 2 自己啓発等休業の期間の満了により職務に復帰した職員は、遅滞なく、自己啓発等休業に係る職務復帰届出書 (別記様式第3号)を提出しなければならない。
- 3 前項の場合においては、当該自己啓発等休業に係る大学等課程の履修の内容及び成績等又は国際貢献活動の内容を証明する書類の提出を求めることができる。

(辞令書の交付)

- 第6条 次に掲げる場合には、職員に対して、別に定めるところにより辞令書を交付するものとする。
  - (1) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業を承認する場合
  - (2) 条例第6条第3項において準用する条例第2条第1項の規定により自己啓発等休業の期間の延長を承認する 場合
  - (3) 法第26条の5第5項の規定により自己啓発等休業の承認を取り消す場合 附 則
- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例第2条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても、第2条及び第6条の規定の例により行うことができる。

別記 様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

(申請者) 所 属 職 名 氏 名 <sup>印</sup>

自己啓発等休業 (期間延長) 承認申請書

次のとおり自己啓発等休業 (期間の延長)の承認を申請します。

		大 学	等	の名	称							
			(所	生地 )		(						)
	大学等課 程の履修	課程(	(修	業年	限)						(	)
		履(	修 (	の期	間		年	月	日から	年	月	日まで
1 自己啓発等		活	動	組	織							
休業の内容		活動	) 国	• 地	,域							
	国際貢献 活動	活	動	分	野							
		活動期間	国	内 訓	練		年	月	日から	年	月	日まで
		期間	活!	動国港	节在		年	月	日から	年	月	日まで
2 申請期間		年		月	B	から	年	月	日	まで		
3 既に自己啓 発等休業をし た期間		年		月	В	から	年	月	日	まで		
4 備 考												

- (注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
  - (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
  - (2) (1)の内容に関する照会先
  - 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
  - 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
  - 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
  - 5 「3 既に自己啓発等休業をした期間」欄には、自己啓発等休業の期間を延長する場合において、 当初承認された期間を記入すること。
  - 6 「4 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

+¥·		1		
W====	┰∖╶⋢		=	

山形県知事 殿

年 月 日

(申請者) 所 属 職 名

氏 名

ΕП

# 自己啓発等休業に係る状況変更報告書

次のとおり自己啓発等休業に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について変更が生じましたので報告します。

	大学等課程 の履修	大学等課程の履修を取りやめた。 在学している課程を休学している。 在学している課程を停学にされた。 在学している課程の授業を欠席している。 大学等課程の履修に支障が生じている。 その他(	)
1 報告の事由	国際貢献	国際貢献活動を取りやめた。 参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない。 国際貢献活動に支障が生じている。 その他(	)
	理由又は内容		
2 報告の事由が発生した日	Ŷ.	年 月 日	

(注) 該当する すべてにレ点を記入すること。

報 第1902号 様式第3号 年 月 日 山形県知事 殿 (申請者) 所属 職名 氏 名 EΠ 自己啓発等休業に係る職務復帰届出書 月 日から 年 月 日まで自己啓発等休業の承認を受けていましたが、 下記により職務に復帰したので届け出ます。 記 職務復帰年月日年日年日日  $\Box$ 山形県訓令第29号 庁 中 出先機関 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年12月21日 山形県知事 鵉 弘 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令 山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。 別表第1人事・服務の項第9項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、 同表人事・服務の項中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を 加える。

•	11 自己啓発	部長等に係る	次長等及び課	所属職員に係	総合支庁長及	課長等に係る	所属職員に係	
	等休業及び	もの	長に係るもの	るもの	び部長に係る	もの	るもの	
	自己啓発等				もの			
	休業の期間							
	の延長に係							
	る承認に関							
	すること。							

別表第4第1号の表学長専決事項の欄第9項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延 長」に改め、「並びに育児休業に係る届出の受理」を削り、同欄第10項中「及び届出の受理」を削り、同欄中第16項 を第17項とし、第11項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。

別表第4第2号の表所長又は校長専決事項の欄第9項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の 期間の延長」に改め、「並びに育児休業に係る届出の受理」を削り、同欄第10項中「及び届出の受理」を削り、同欄 中第16項を第17項とし、第11項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。

別表第4第2号の表事務局長専決事項の欄第1項中「第11項」を「第12項」に改め、同別表第3号の表(総合支 庁、米沢女子短期大学、保健医療大学、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内 校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項第9項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間 の延長」に改め、「並びに育児休業に係る届出の受理」を削り、同表(総合支庁、米沢女子短期大学、保健医療大学、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項第10項中「及び届出の受理」を削り、同表(総合支庁、米沢女子短期大学、保健医療大学、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項中第19項を第20項とし、第11項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第1人事・服務の項第9項並びに別表第4第1号の表学長専決事項の欄第9項、第2号の表所長又は校長専決事項の欄第9項及び第3号の表(総合支庁、米沢女子短期大学、保健医療大学、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項第9項の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

山形県訓令第30号

庁中出先機関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「平成3年法律第110号」を「平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。」に改め、同条第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第31条第1項第16号中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同項中第23号を第25号とし、第20号から第22号までを2号ずつ繰り下げ、同項第19号中「別記様式第5号」を「別記様式第7号」に改め、同号を同項第21号とし、同項第18号の次に次の2号を加える。

- (19) 育児短時間勤務承認請求書(育児休業規程別記様式第5号による。)
- (20) 育児短時間勤務終了届出書(育児休業規程別記様式第6号による。)

第31条第1項に次の3号を加える。

- (26) 自己啓発等休業 (期間延長) 承認申請書 (職員の自己啓発等休業に関する規程 (平成19年12月県訓令第28号。以下「自己啓発休業規程」という。) 別記様式第1号による。)
- (27) 自己啓発等休業に係る状況変更報告書(自己啓発休業規程別記様式第2号による。)
- (28) 自己啓発等休業に係る職務復帰届出書(自己啓発休業規程別記様式第3号による。)

第31条第2項中「、育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認するとき又は育児休業の承認を受けた職員が職務に復帰するとき(当該育児休業の期間が満了したとき、又は当該育児休業の承認を受けた職員が休職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失つたときを除く。)は辞令書(別記様式第6号)を」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認した場合又は育児休業の承認を受けた職員が育児休業の承認の失効若しくは取消しにより職務に復帰した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認した場合
- (2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認した場合
- (3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が当該承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合
- (4) 育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより当該承認を受けた職員の育児短時間勤務が終了した場合
- (5) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせた場合又は当該短時間勤務が終了した場合

第31条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、辞令書(別記様式第6号)を当該職員に交付するものとする。
  - (1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認するとき。
  - (2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認するとき。
  - (3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が職務に復帰するとき(当該育児休業若しくは自己啓発等体業の期間が満了したとき又は当該育児休業若しくは自己啓発等休業の承認を受けた職員が休職若しくは停職

の処分を受けて当該承認が効力を失つたときを除く。)。

- (4) 育児短時間勤務の承認が効力を失つたとき(当該育児短時間勤務の承認を受けた職員が休職又は停職の処分を受けて当該承認が効力を失つたときを除く。)。
- (5) 育児短時間勤務の承認を取り消すとき。
- (6) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせるとき又は当該短時間勤務が終了したとき。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中第26項を第28項とし、第14項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の2項を加える。

14 育児短時間	育児短時間勤務を承認する場	育児短時間勤務を承認する	
勤務等	合	週 時間勤務とする	
		期間は 年 月 日から 年	
		月 日までとする	
	育児短時間勤務の期間の延長	育児短時間勤務を 年 月	
	を承認する場合	日まで延長する	
	育児短時間勤務をしている職	育児短時間勤務の承認を取り	
	員について当該育児短時間勤	消し、 年 月 日付けで請	
	務に係る子以外の子に係る育	求のあつた育児短時間勤務を	
	児短時間勤務を承認する場合	承認する	
	又は当該育児短時間勤務の内	週 時間勤務とする	
	容と異なる内容の育児短時間	期間は 年 月 日から 年	
	勤務を承認する場合	月日までとする	
	育児短時間勤務の承認が効力		1)育児短時間勤務の承認を
	を失つた場合		受けた職員が休職又は
			停職の処分を受けて当
			該承認が効力を失つた
			場合を除く。
			2)承認の失効に伴い新たな
			発令をする場合には、当
			該発令事項を記載する
			こと。
	│ │ 育児短時間勤務の承認を取り	   育児短時間勤務の承認を取り	承認を取り消すことに伴い
	消す場合	消す	新たな発令をする場合には、
	/F  9 - 20	/H 9 	当該発令事項を記載するこ
			と。
	   地方公務員の育児休業等に関	   地方公務員の育児休業等に関	C <sub>0</sub>
	する法律第17条の規定による		
		する法律第17条の規定による	
	短時間勤務をさせる場合 地方公務員の育児休業等に関	短時間勤務を命ずる	行吐田勃致の物ファルルハギ
			短時間勤務の終了に伴い新
	する法律第17条の規定による	する法律第17条の規定による	
45 5 7 06 38 55	短時間勤務が終了した場合	短時間勤務の終了	該発令事項を記載すること。
15 自己啓発等	承認する場合	自己啓発等休業を承認する	
休業		期間は年月日から年	
	4 7 46 78 66 / L NV - HDDD - 76 F	月日までとする	
	自己啓発等休業の期間の延長		
	を承認する場合	月日まで延長する	(FT4) - 15 A 1 3F 18 - 1
	職務に復帰する場合	自己啓発等休業の承認の取消	復職の場合に準ずること。
		しにより職務に復帰すること	
		を命ずる	

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年1月1日から、附則第3項の規定は 公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても、改正後の第31条及び別記様式第6号の規定の例により行うことができる。
- 3 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号)第2条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても、改正後の第31条及び別記様式第6号の規定の例により行うことができる。

山形県訓令第31号

庁中出先機関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程(平成4年3月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第3条第3号の育児休業計画書」を「第3条第4号の育児休業等計画書」に改める。

第4条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改める。

第5条の見出しを「(育児休業をしている職員の職務復帰)」に改める。

第6条の見出しを「(育児休業に係る辞令書の交付)」に改める。

第7条第1項中「第9条第1項」を「第19条第1項」に、「別記様式第5号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第12条とし、第6条の次に次の5条を加える。

(育児短時間勤務の承認の請求等)

- 第7条 法第10条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求書(別記様式第5号)により行うものとする。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の承認の請求について準用する。
- 3 条例第11条第5号の育児休業等計画書は、別記様式第2号によるものとする。

(育児短時間勤務の期間の延長の請求等)

- 第8条 前条の規定は、法第11条第1項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。 (育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出等)
- 第9条 第4条の規定は、育児短時間勤務をしている職員について準用する。この場合において、同条第1項第4 号中「第5条第1号」とあるのは、「第14条第1号」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務の終了)

第10条 育児短時間勤務の期間の満了により育児短時間勤務が終了した職員は、遅滞なく、育児短時間勤務終了届出書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(育児短時間勤務に係る辞令書の交付)

別記様式第2号を次のように改める。

- 第11条 次に掲げる場合には、職員に対して、別に定めるところにより辞令書を交付するものとする。
  - (1) 法第10条第3項の規定により育児短時間勤務を承認する場合
  - (2) 法第11条第2項において準用する法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
  - (3) 法第12条において準用する法第5条第1項の規定により育児短時間勤務の承認が効力を失った場合
  - (4) 法第12条において準用する法第5条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を取り消す場合
  - (5) 法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

様式第2号

年 月 日

山形県知事 殿

所属職 氏 名 印

#### 育児休業等計画書

山形県職員等の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり申し出ます。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

記

1	請求の	別			育児休業		育	尼短時間勤務	i			
2	請求に	係る子										
	氏			名				生年月日		年	月	日生
3	請求者	の計画	į									
	請	求	期	間	年	月	日か	6	年 月		日まで	
	再度	の請え	<b></b>	定期間	年	月	日か	6	年 月		日まで	
4	配偶者	の養育	計画									
	配係	<b>】</b> 者	Ø	氏 名								
	子を郩	養育する	るため	の方法	育児休業 育児休業!	以外の休美	業・休暇	育児短時 その他(			)	
5	備			考								

- (注) 1 この計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(記載事項の変更の届出の場合は、変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
  - 2 「3 請求者の計画」欄の「請求期間」は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に 記載した請求期間を記入すること。
  - 3 「4 配偶者の養育計画」欄の「子を養育するための方法」は、「3 請求者の計画」欄の「請求期間」の満了日の翌日から「再度の請求予定期間」の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。
  - 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。
  - 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
  - 6 該当する にはレ印を記入すること。

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「育児休業の」を「育児休業又は育児短時間勤務の」に、「育児休業に」を「育児休業等に」に、

- 「同居しなくなった。 負傷・疾病 その他( )」を
- 「 同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。 に、「届出の事由が発生した日」を「発 その他( ) 」

生日」に改める。

別記様式第5号を別記様式第7号とし、別記様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第5号

年 月 日

山形県知事 殿

所属職 氏 名 印

育児短時間勤務(期間延長)承認請求書

次のとおり育児短時間勤務(期間の延長)の承認を請求します。

記

1	請	求に係	る子	_							2	請求	者以	外の	子の新	規			
	氏			名								氏			名				
	続			柄								子と	の同	・別	居	同居		別居	
	生	年	月	日			年	月	E	3生		就業	€ の	有	無	有		無	
3	≐主	求の	. т	雰	Ī	5児	短時間!	勤務					育児	短時	間勤	務の期	間の	の延長	
3	誀	水 0.	מי י	台	Ē	厚度(	の育児	短時間	헰務	(再度	の育	児短時	間勤	務か	が要	な事情	を記	己入するこ	こと。)
4	請	求	期	間			:	年	月		日か	6			年	F		日まで	7
5	勤	務の	形	能	週 t		時間 公務員 1号	勤務 の育児( 第 2 <sup>:</sup>				法律第 第 4				の勤	<b>か務</b> の	の形態	
	勤	務	の	日	月		:	~	:		)	火(		:	~		:	)	
	及			び	水		:	~	:	:	)	木(		:	~		:	)	
	時	間		帯	金		:	~	:		)								
6	既	に育児	短時	間			年	7	1	日	から			年		月		日まで	
j	勤務?	をした	期間	]			年	J	7	日	から			年	Ē	月		日まで	
7	備			考															

- (注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(出産証明書、戸籍抄本等)を添付すること(写しでも可)。
  - 2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
  - 3 「5 勤務の形態」欄の「勤務の日及び時間帯」に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
  - 4 「7 備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあってはその旨、当該承認に係る子の氏名及び請求に係る期間等について記入すること。
  - 5 該当する にはレ印を記入すること。

様式第6号

年 月 日

山形県知事 殿

所属職 氏 名 印

育児短時間勤務終了届出書

年 月 日から 年 月 日まで育児短時間勤務の承認を受けていましたが、期間満了に伴い、次により育児短時間勤務を終了したので届け出ます。

記

終了年月日 年 月 日

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定 (「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める部分に限る。) は公布の日から、次項の規定は同年1月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても、改正後の第7条及び第11条の規定の例により行うことができる。

告示

#### 山形県告示第1122号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年10月18日から適用する。
- 2 平成19年10月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 山形県告示第1123号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第5条第4項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、農林水産部経営安定対策課において縦覧に供する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県告示第1124号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成19年12月21日

理事及び監事の別		氏	名		住	所
理事	阿	部	孝太	郎	西村山郡西川町大字吉川379	
同	志	田	国	昭	同 大字大井沢15	06
同	渋	谷	長	Ξ	同 270	60
同	飯	島	秋	雄	同 大字睦合丙64	
同	松	田	政	男	同 12	1 - 3
同	設	楽	則	夫	同 272	2 - 1
同	渋	谷	昭	雄	同 大字吉川1188	- Z
同	I	藤	Œ	章	同 1123	
同	高	橋		啓	同 908	
同	前	田	郁	男	同 大字大井沢65	9 - 3
監事	伊	藤	秀	_	寒河江市大字清助新田22	
同	志	田	信 -	- 郎	西村山郡西川町大字大井沢90	5
同	荒	木	藤	雄	同 大字吉川589	
同	設	楽	光	利	同 大字睦合丙18	9

# 山形県告示第1125号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西川町土地改良区の役員に次の者が就任した旨 の届出があった。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏	名	住 所
理事	渋 谷		三 西村山郡西川町大字大井沢2760
同	伊藤	哲	台 同 大字吉川904 - 1
同	伊藤	秀 -	- 寒河江市大字清助新田22
同	設 券	〔則	失 西村山郡西川町大字睦合丙272 - 1
同	志田	信一日	『 同 大字大井沢905

同		土	田	信	太郎	同	大字吉川368
同		伊	藤	佐	平衛	同	96
監	事	荒	木	藤	<b>太</b> 隹	同	589
同		飯	田	長	治	同	大字睦合乙82
同		後	藤	寿	彦	同	大字吉川1117

#### 山形県告示第1126号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称 西川町土地改良区

2 事務所の所在地

西村山郡西川町大字海味1343番地 4

- 3 認可年月日平成19年12月13日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第1127号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(花笠高原地区 中山間地域総合整備事業)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

県営花笠高原土地改良事業変更計画書の写し

- 2 縦覧に供する場所
  - 尾花沢市役所
- 3 縦覧に供する期間

平成20年1月4日から同年2月4日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、 山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。) 異議申立てについての決定の あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第1128号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月21日から平成20年1月4日まで縦覧に供する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 狸森上山線

2 供用開始の区間 上山市鶴脛町二丁目724番1から

同 717番3まで

3 供用開始の期日 平成19年12月21日

#### 山形県告示第1129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月21日から平成20年1月4日まで縦覧に 供する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 458号

2 供用開始の区間 新庄市堀端町12番1から

同 407番まで

3 供用開始の期日 平成19年12月21日

#### 山形県告示第1130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月21日から平成20年1月4日まで縦覧に供する。

平成19年12月21日

1 路 線 名 458号

2 供用開始の区間 新庄市堀端町 9番149から

同 9番128まで

3 供用開始の期日 平成19年12月21日

# 山形県告示第1131号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月21日から平成20年1月4日まで縦覧に供する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 新庄次年子村山線

2 供用開始の区間 最上郡舟形町富田字富田140番から

同 字根渡1265番9まで

3 供用開始の期日 平成19年12月21日

#### 山形県告示第1132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月21日から平成20年1月4日まで縦覧に供する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 たらのき代大網線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大網字大清水120番2から 同 字嶺沢17番1まで		IΒ	15.0 メートル ・ 6.2	メートル 336
同	上	新	15.0 メートル ≀ 6.2	同上

#### 山形県告示第1133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月21日から平成20年1月4日まで縦覧に 供する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 たらのき代大網線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大網字大清水120番2から

同 字嶺沢17番1まで

3 供用開始の期日 平成19年12月21日

# 教育委員会関係

規則

山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県教育委員会 委員長 石 坂 公 成

#### 山形県教育委員会規則第27号

山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県文化財保護条例施行規則(昭和30年11月県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 第26条の次に次の1条を加える。

(埋蔵文化財の時価の決定に関する手続)

- 第26条の2 教育委員会は、条例第30条の2に規定する時価を決定しようとするときは、2人以上の埋蔵文化財評価員(以下この条において「評価員」という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 評価員は、評価すべき文化財について学識経験のある者であつて、当該文化財と直接利害関係のないもののうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 前項の規定による委嘱は、第1項の規定による意見の聴取が必要なときに行う。
- 4 評価員は、それぞれ当該文化財の時価を評価し、評価した結果を教育委員会に報告するものとする。 第31条を第37条とし、第30条の次に次の6条を加える。

(県選定文化的景観の選定の申出)

- 第31条 条例第36条の2第1項の規定による県選定文化的景観の選定の申出をしようとする市町村は、あらかじめ 当該申出に係る文化的景観(以下この条において「文化的景観」という。)の所有者又は権原に基づく占有者(管 理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下この条において「所有者等」という。)の同意を得て、別記様式第 21号による県選定文化的景観選定申出書により、教育委員会に提出するものとする。
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。
  - (1) 文化的景観の位置及び範囲を示す図面
  - (2) 文化的景観の概況を示す写真

- (3) 文化的景観に係る規制に関する書類
- (4) 所有者等の同意を得たことを証する書類
- (5) その他参考となるべき資料

(県選定文化的景観の滅失又はき損の届出)

第32条 条例第36条の2の3の規定による届出は、別記様式第22号による県選定文化的景観滅失き損等届出書に、当該届出に係る滅失又はき損の状態を示す写真及び図面を添付してするものとする。

(県選定文化的景観の滅失又はき損の届出を要しない場合)

- 第33条 条例第36条の2の3ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、県選定文化的景観が次に掲げる 行為により滅失し、又はき損した場合とする。
  - (1) 都市計画事業の施行として行う行為、国、県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が 当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、 道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しく は通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設 置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行 う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の 指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為、県指定有形文化財等教育委員会の指定若しくは選定に係る 文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
  - (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。)有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為(自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。)
  - (3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条に規定する緑地保全地域、同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区又は同法第55条第1項に規定する市民緑地(同法第5条に規定する緑地保全地域又は同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区内にあるものを除く。)内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

(県選定文化的景観の現状変更の届出)

- 第34条 条例第36条の2の6第1項の規定による届出は、別記様式第23号による県選定文化的景観現状変更届出書により、教育委員会に提出するものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。
  - (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
  - (2) 現状変更に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
  - (3) 現状変更に係る地域の写真
  - (4) 現状変更を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 3 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更をしようとする箇所を表示しなければならない。 (県選定文化的景観現状変更届出書の記載事項等の変更)
- 第35条 前条第1項の届出書又は同条第2項各号に掲げる書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を 変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(県選定文化的景観の現状変更の届出を要しない場合)

- 第36条 条例第36条の2の6第1項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 県選定文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県選定文化的景観をその選定当時の原状(選定後において現状変更の届出をしたものについては、当該現状変更の後の原状)に復するとき。
  - (2) 県選定文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
  - (3) 県選定文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

別記様式第20号の次に次の3様式を加える。

平成19年12月21日(金曜日)		山	形	県	公	報	第19025	큵	
様式第21号							<del>_</del>		
山形県教育委員会 殿							年	月	日
						申出者			ED
	!	県選足	定文化	的景観	選定申	3出書			
標記について下記のとおり申	し出ます。	0							
				記					
県選定文化的景観の名称									
県選定文化的景観の種類									
県選定文化的景観の所在地及 び面積									
県選定文化的景観の保存状況									
県選定文化的景観の特性									

県選定文化的景観の保存計画

その他参考となるべき事項

124	11 44	$\sim$
<b>大王</b> =	一当	ാവ
	小果	

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者 住所( 団体の場合は ) 所 在 地)

氏名( 団体の場合は 名称及び代表者氏名)

ED

# 県選定文化的景観滅失き損等届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

県選定文化的景観の名称	
選 定 年 月 日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行つた市町村	
滅失又はき損の事実の生じた 日時	
滅失又はき損の事実の生じた 当時における管理の状況	
滅失又はき損の原因並びにき 損の場合は、その箇所及び程	
度	
き損の場合は、き損の結果当 該県選定文化的景観がその保 存上受ける影響	
滅失又はき損の事実を知つた日	
滅失又はき損の事実を知つた 後に執られた措置その他参考 となるべき事項	

様式第23号

年 月 H

山形県教育委員会 殿

申請者 住所 (団体の場合は)

氏名( 団体の場合は 名称及び代表者氏名)

ΕD

# 県選定文化的景観現状変更届出書

標記について下記のとおり届け出ます。

記

県選定文化的景観の名称	
選定年月日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行つた市町村	
所有者等の氏名又は名称及び 住所	
現状変更を必要とする理由	
現状変更の内容及び実施の方 法	
現状変更により生ずる物件の	
滅失若しくはき損又は景観の	
変化その他現状変更が県選定	
文化的景観に及ぼす影響に関	
する事項	
現状変更の着手及び終了の予	
定時期	
現状変更に係る地域の地番	
現状変更に係る工事その他の	
行為の施行者の氏名又は名称	
及び住所並びに法人にあつて	
は、その代表者の氏名	
その他参考となるべき事項	

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第26条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施 行する。

訓令

山形県教育委員会訓令第7号

庁 中

教育機関 (県立学校を除く。)

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成19年12月21日

山形県教育委員会

委員長 石 坂 公 成

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程(昭和51年10月県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「平成3年法律第110号」を「平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。」に改め、同条第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第31条第1項第15号中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同項中第22号を第24号とし、第19号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、同項第18号中「別記様式第5号」を「別記様式第7号」に改め、同号を同項第20号とし、同項第17号の次に次の2号を加える。

- (18) 育児短時間勤務承認請求書(育児休業規程別記様式第5号による。)
- (19) 育児短時間勤務終了届出書(育児休業規程別記様式第6号による。)

第31条第1項に次の3号を加える。

- (25) 自己啓発等休業(期間延長)承認申請書(職員の自己啓発等休業に関する規程(平成19年12月県教育委員会教育長訓令第2号。以下「自己啓発休業規程」という。)別記様式第1号による。)
- (26) 自己啓発等休業に係る状況変更報告書(自己啓発休業規程別記様式第2号による。)
- (27) 自己啓発等休業に係る職務復帰届出書(自己啓発休業規程別記様式第3号による。)

第31条第2項中「、育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認するとき又は育児休業の承認を受けた職員が職務に復帰するとき(当該育児休業の期間が満了したとき、又は当該育児休業の承認を受けた職員が休職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失つたときを除く。)は辞令書(別記様式第5号)を」を削り、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同項第4項中「育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認した場合又は育児休業の承認を受けた職員が育児休業の承認の失効若しくは取消しにより職務に復帰した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認した場合
- (2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認した場合
- (3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が当該承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合
- (4) 育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより当該承認を受けた職員の育児短時間勤務が終了した場合
- (5) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせた場合又は当該短時間勤務が終了した場合 第31条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、辞令書(別記様式第5号)を当該職員に交付するものとする。
  - (1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認するとき。
  - (2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認するとき。
  - (3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が職務に復帰するとき(当該育児休業若しくは自己啓発等休業の期間が満了したとき又は当該育児休業若しくは自己啓発等休業の承認を受けた職員が休職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失つたときを除く。)。
  - (4) 育児短時間勤務の承認が効力を失つたとき(当該育児短時間勤務の承認を受けた職員が休職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失つたときを除く。)。
  - (5) 育児短時間勤務の承認を取り消すとき。
  - (6) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせるとき又は当該短時間勤務が終了したとき。

別記様式第5号の注書第4項第1号の表中第25項を第27項とし、第15項から第24項までを2項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の2項を加える。

44 <del>5</del> 19 <i>5</i> 511	カロたnt88サトスク <i>セス</i> がっナフは	カロゲロ+ 88 サック・ス・コー・フ	
14 育児短時間		育児短時間勤務を承認する	
勤務等	合	週時間勤務とする	
		期間は 年 月 日から 年	
		月日までとする	
	育児短時間勤務の期間の延長	育児短時間勤務を年月	
	を承認する場合	日まで延長する	
	育児短時間勤務をしている職	育児短時間勤務の承認を取り	
	員について当該育児短時間勤	消し、 年 月 日付けで請	
	務に係る子以外の子に係る育	求のあつた育児短時間勤務を	
	児短時間勤務を承認する場合	承認する	
	又は当該育児短時間勤務の内	週 時間勤務とする	
	容と異なる内容の育児短時間	期間は 年 月 日から 年	
	勤務を承認する場合	月 日までとする	
			1) 育児短時間勤務の承認
	   育児短時間勤務の承認が効力	   育児短時間勤務の承認の失効	を受けた職員が休職又は
	を失つた場合	12 20 20 20 10 20 30 30 30 40 30 20 70 VIII	停職の処分を受けて当該
			承認が効力を失つた場合
			を除く。
			2) 承認の失効に伴い新た
			な発令をする場合には、当
			該発令事項を記載するこ
			٤.
			承認を取り消すことに伴い
	育児短時間勤務の承認を取り	育児短時間勤務の承認を取り	新たな発令をする場合には、
	消す場合	消す	当該発令事項を記載するこ
			と。
	育児休業法第17条の規定によ	地方公務員の育児休業等に関	
	る短時間勤務をさせる場合	する法律第17条の規定による	
		短時間勤務を命ずる	
	育児休業法第17条の規定によ	地方公務員の育児休業等に関	短時間勤務の終了に伴い新
	る短時間勤務が終了した場合	する法律第17条の規定による	たな発令をする場合には、当
		短時間勤務の終了	該発令事項を記載すること。
15 自己啓発等	承認する場合	自己啓発等休業を承認する期	
休業		間は 年 月 日から 年	
		月 日までとする	
	自己啓発等休業の期間の延長	自己啓発等休業の期間を年	
	を承認する場合	月日まで延長する	
	職務に復帰する場合	自己啓発等休業の承認の取消	復職の場合に準ずること。
	神城がガに   女が市 ソージ・勿口		技機の物口に干すること。
		しにより職務に復帰すること	
		を命ずる	

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年1月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

# (準備行為)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても、改正後の第31条及び別記様式第5号の規定の例により行うことができる。
- 3 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号)第2条第1項の規定による承認及

びこれに関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても、改正後の第31条及び別記様式第5号の規定の例により行うことができる。

告 示

山形県教育委員会告示第19号

山形県選定文化的景観選定基準を次のように定める。

平成19年12月21日

山形県教育委員会 委員長 石 坂 公 成

山形県選定文化的景観選定基準

- 1 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの
  - (1) 水田、畑地などの農耕に関する景観地
  - (2) 茅野、牧野などの採草又は放牧に関する景観地
  - (3) 用材林、防災林などの森林の利用に関する景観地
  - (4) 養殖いかだ、海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
  - (5) ため池、水路、港などの水の利用に関する景観地
  - (6) 鉱山、採石場、工場群などの採掘又は製造に関する景観地
  - (7) 道、広場などの流通又は往来に関する景観地
  - (8) 垣根、屋敷林などの居住に関する景観地
- 2 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独自のもの

# 監査委員関係

訓令

山形県監査委員訓令第2号

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

山形県代表監査委員 加 藤 淳 二

山形県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山形県監査委員事務局規程(昭和50年4月県監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄第8項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、「並びに育児休業に係る届出の受理」を削り、同欄中第14項を第16項とし、第9項から第13項までを2項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の2項を加える。

- 9 課長の修学部分休業に係る承認に関すること。
- 10 課長の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。

別表課長専決事項各課長の欄第6項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、「並びに育児休業に係る届出の受理」を削り、同欄中第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

- 7 所属職員の修学部分休業に係る承認に関すること。
- 8 所属職員の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表事務局長専決事項の欄第8項及び課長専決事項各課長の欄第6項の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

# 人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年12月21日

> 山 形 県 人 事 委 員 会 委 員 長 小 野 勝

(山形県人事委員会規則5-1の一部改正)

第1条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。 第42条第2号中「表彰若しくは」を「表彰又は」に改める。

第54条第2号中「に基づく育児休業」を「第2条の規定に基づく育児休業」に、「若しくは停職」を「、自己啓発等休業(地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)若しくは停職」に改める。

第58条の見出し中「、停職処分」を「、自己啓発等休業、停職処分」に改め、同条中「、又は」を「、自己啓発等休業をし、又は」に改める。

第59条第2項中「、又は」を「、自己啓発等休業をし、又は」に改める。

第61条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)について、条例第5条の2の」を「次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「再任用短時間勤務職員」という。)条例第5条の2
- (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。) 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第15条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた給与条例第5条第3項、第4項、第5項若しくは第6条第2項、育児休業条例第20条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第2項若しくは第3項又は育児休業条例第21条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条第3項若しくは第4項
- (3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。) 育児休業条例第27条の規定により読み替えられた給与条例第5条第3項、第4項若しくは第6条第2項

第62条第2項中「あつては、」を「あつては」に、「得た数を」を「得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児休業条例第17条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は育児休業条例第19条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に育児休業条例第29条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例第2条第2項又は育児休業条例第31条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例第2条第2項又は育児休業条例第31条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間で除して得た数(以下「任期付算出率」という。)をそれぞれ」に、「再任用短時間勤務職員について」を「再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について」に改める。

第65条の2第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「再任用職員」に、「定める額」を「定める額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付算出

付短時間勤務職員」に改める。

率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」に 改める。

第70条の5中「第16条第3項第1号の」を「第16条第3項第1号(育児休業条例第15条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の」に、「条例第16条第3項第1号に」を「同号に」に改める。

第72条の2第1項第2号中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)」を「任期付職員条例」に改め、同号イ中「第3項」を「第3項(育児休業条例第20条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同項第3号中「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。)」を「任期付研究員条例」に改め、同号イ中「第4項」を「第4項(育児休業条例第21条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。

第72条の3中「あつては、」を「あつては」に、「勤務時間を」を「勤務時間を、育児短時間勤務職員等にあつては育児休業条例第17条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は育児休業条例第19条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつては育児休業条例第29条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例第2条第2項又は育児休業条例第31条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第2項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を」に、「19(再任用短時間勤務職員」を「19(再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期

第75条第3号中「山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)第5条の3」を「育児休業条例第7条」に、「又は大学院修学休業」を「、大学院修学休業をしていたもの又は自己啓発等休業」に改める。

第76条中「又は再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」に改める。 第76条の4中「給料月額に乗ずる」を「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に改める。 第77条第2項第2号中「及び大学院修学休業」を「、大学院修学休業及び自己啓発等休業」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第78条第4項第1号中「若しくは大学院修学休業」を「、大学院修学休業若しくは自己啓発等休業」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間 第93条の2第2号中「、そり、スキー及び舟艇(原動機付のものを除く。)並びに」を「及び」に改める。 第94条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第12条の6第2項第2号」を「第12条の6第2項第2号(育児休業条例第15条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。

第96条の2第1項第3号中「、又は」を「、自己啓発等休業をし、又は」に改める。

第96条の3第2項中「同号に定める期間に係る最後」を「次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後」に改め、「、地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が」を削り、「同号に定める期間に係る最初」を「当該期間に係る最初」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 長期間の研修等のために旅行をすること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。

第96条の4第2項中「をし、又は」を「をし、自己啓発等休業をし、又は」に改める。 第100条に次の1項を加える。

- 5 次の各号に掲げる職員に対する第3項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の 適用については、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第3項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
  - (2) 育児短時間勤務職員等であつて、第3項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「、給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。
  - (3) 育児短時間勤務職員等であつて、第3項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第100条の2第3項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 次の各号に掲げる職員に対する第3項(前各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、給与条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第3項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
  - (2) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において 育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第3項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を 含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「、給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶 養手当の月額の合計額」とする。
  - (3) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第13条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第3項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

第101条の7中「あつては、」を「あつては」に、「得た数を」を「得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付算出率をそれぞれ」に改め、同条第1号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「再任用職員」に改める。

第102条第5項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第104条第1項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第110条第1項中「掲げる額」を「掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」に改める。

別表第20イ任期付職員条例第4条第1項の給料表の項職員の欄中「5号給以上の」を「5号給以上の号給及び任期付職員条例第4条第3項(育児休業条例第20条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された」に、「3号給の給料月額」を「3号給」に、「1号給の給料月額」を「1号給」に改め、同表任期付研究員条例第5条第1項の給料表の項職員の欄中「5号給以上の」を「5号給以上の号給及び任期付研究員条例第5条第4項(育児休業条例第21条(育児休業条例第25

条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された」に、「3号給の給料月額」を「3号給」に、「1号給の給料月額」を「1号給」に改める。

別表第20の口の表中「第4条第1項の給料表の6号給以上の」を「第4条第1項の給料表の6号給以上の号給及び同条第3項(育児休業条例第20条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された」に、「第5条第1項の給料表の6号給以上の」を「第5条第1項の給料表の6号給以上の号給及び同条第3項(育児休業条例第21条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により決定された」に改める。

(山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則(平成18年4月 1日)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で第28条の5第1項」に、「職員にあっては、」を「ものにあっては」に、「得た数を」を「得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)第2条第1項又は育児休業条例第19条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」に改める。

附則第10項第3号中「第6号」を「第7号」に改める。

(山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則(平成19年4月 1日)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)第2条第1項又は育児休業条例第19条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。)第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)に、に改める。

附 則

この規則は平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第42条第2号の改正規定、第76条の4の改正規定、第93条の2の改正規定及び第96条の3の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年12月21日

山形県人事委員会

委員長 小 野

勝

第12条第5項中「、職員の一給与期間」を「、次の表の左欄に掲げる1週間当たりの勤務を要しない日の日数及び同表の中欄に掲げる勤務した日(職員の一給与期間」に、「勤務を要する日を含む。」を「勤務を要する日を含む。)」

に、「の日数に応じ次の区分(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)にあつては、常勤職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める区分)」を「の日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げるところ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1週間当たりの勤務を要しない日の日数が同表の左欄に掲げられている職員以外の職員にあつては、 あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

第12条第5項各号を削り、同項に次の表を加える。

1週間当たりの勤務を要しない日の日数	勤務した日の日数	支 給 額						
	12日以上	全額						
2 □	8日以上12日未満	月額の100分の50に相当する額						
2 日	1日以上8日未満	月額の100分の20に相当する額						
	零令	· 专						
	10日以上	全額						
3 日	6日以上10日未満	月額の100分の50に相当する額						
э д	1日以上6日未満	月額の100分の20に相当する額						
	零	<b></b>						
	7日以上	全額						
4 日	5日以上7日未満	月額の100分の50に相当する額						
4 0	1日以上5日未満	月額の100分の20に相当する額						
	零令	零						
	5日以上	全額						
5 日	3日以上5日未満	月額の100分の50に相当する額						
2 0	1日以上3日未満	月額の100分の20に相当する額						
	零	零						

第12条第6項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)及び同法第18条第1項の規定により採用された職員」に改め、同条第7項中「第10条」を「第34条」に改める。

第13条第2項中「、勤務した日の日数に応じ次の各号に定める割合(再任用短時間勤務職員にあつては、常勤職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める割合)」を「、次の表の左欄に掲げる1週間当たりの勤務を要しない日の日数及び同表の中欄に掲げる勤務した日の日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1週間当たりの勤務を要しない日の日数が同表の左欄に掲げられている職員以外の職員にあつては、 あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

第13条第2項各号を削り、同項に次の表を加える。

1週間当たりの勤務を要しない日の日数	勤務した日の日数	支 給 割 合
	12日以上	100分の100
2 [	8 日以上12日未満	100分の50
2 日	1日以上8日未満	100分の20
	零	· 中令
	10日以上	100分の100
3 日	6 日以上10日未満	100分の50
3 🗖	1日以上6日未満	100分の20
	零	· 中令
	7日以上	100分の100
4 日	5日以上7日未満	100分の50
4 口	1日以上5日未満	100分の20
	· 专	· 中令
	5日以上	100分の100
5 日	3日以上5日未満	100分の50
5 日	1日以上3日未満	100分の20
	零	<b>電</b> 令

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年12月21日

山形県人事委員会 委員長 小 野

勝

第2条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同条第8号中「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」を「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)」に、「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」を「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 自己啓発等休業 地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業をいう。

第2条中第5号を第6号とし、同条第4号中「第9条」を「第19条」に改め、同号を同条第5号とし、第3号の次に次の1号を加える

(4) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による 短時間勤務をいう。

第6条第2項第1号中「欠勤」を「欠勤、育児短時間勤務等」に、「及び大学院修学休業」を「、大学院修学休業 及び自己啓発等休業」に改める。

第10条第2項中「病気休暇、育児休業、大学院修学休業、休職、欠勤、部分休業、修学部分休業」を「育児休業、育児短時間勤務等、部分休業、大学院修学休業、修学部分休業、自己啓発等休業、欠勤、病気休暇、休職」に改める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 5 (教育職員の給与等の特例に関する基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県人事委員会

委員長 小 野

瞇

第3条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「職員に」を「職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員若しくは同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 7 (育児休業に係る給与に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年12月21日

> 山 形 県 人 事 委 員 会 委 員 長 小 野 勝

題名を次のように改める。

山形県人事委員会規則6-4(職員の育児休業等に関する規則)

本則中「)第5条の3第1項」を「。以下「条例」という。)第7条第1項」に改め、本則第1号中「期間及び」を「期間、」に、「大学院修学休業をしている期間」を「大学院修学休業をしている期間及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5に規定する自己啓発等休業をしている期間」に改め、本則を第1条とし、同条の次に次の2条を加える。

- 第2条 条例第3条第4号又は第11条第5号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する 法律その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定勤務時間を短縮することにより子 の養育を支援する方法とする。
- 第3条 条例第12条第1項の人事委員会規則で定める日数は12日とし、人事委員会規則で定める時間は16時間とする。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 35 (平成17年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県人事委員会

委員長 小 野

勝

第2条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同条第10号中「第7条」を「第8条」に、「第6条」を「第6条又は山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号)第9条」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号へ中「昭和27年12月県条例第93号」を「昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員

勤務時間等条例」という。」に、「昭和27年12月県条例第94号」を「昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業条例 山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号)をいう。
- 第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
- (4) 施行日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(次条第1項第5号において「育児短時間 勤務」という。)を始めた職員

第4条第1項第1号及び第2号中「第5号」を「第7号」に改め、同項第3号中「第5号」を「第7号」に、「第7条」を「第8条」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「額)」を「額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」に改め、同号を同項第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
  - イ 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、育児休業条例第17条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は育児休業条例第19条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項(市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
  - ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額 附 則
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 6 - 2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県人事委員会 委員長 小 野 勝

第2条中「並びに」を「、条例第19条に定める現地経費及び」に改め、「日当定額及び」を削る。

第3条第1号中「こえる」を「超える」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「こえる」を「超える」に改める。

第7条第2項第5号中「第19条第2項及び」を削る。

別表第3(第3号様式)及び別表第3(第4号様式)中 日 当 を 現地経費 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(旅費請求書等に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に作成されているこの規則による改正前の山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)別表第3(第3号様式)旅費請求書及び別表第3(第4号様式)扶養親族移転料仕訳書による用紙は、当分の間、使用することができる。

山形県人事委員会規則 6 - 5 (職員の自己啓発等休業に関する規則)をここに公布する。 平成19年12月21日

山形県人事委員会 委員長 小 野

勝

山形県人事委員会規則6-5(職員の自己啓発等休業に関する規則)

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号)第3条の人事委員会規則で定める場

合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則13 - 1 (職員の不利益処分の審査に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

山形県人事委員会

委員長 小 野

勝

第51条第1号中「宿泊料、旅費及び日当」を「旅費」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

訓令

山形県人事委員会訓令第5号

事 務 局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月21日

山形県人事委員会

委員長 小 野

胀

人事委員会の専決事務及び事務代決規程(昭和41年4月県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 別表事務局長専決事項の欄第14項中「延長」を「延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長」に改め、 同欄中第31項を33項とし、第15項から第30項までを2項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の2項を加える。

- 15 事務局職員の修学部分休業に係る承認に関すること
- 16 事務局職員の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること Nd Bl

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表事務局長専決事項の欄第14項の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

# 企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第26号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月21日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

# 病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第17号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月21日

山形県病院事業管理者 野村 一 芳

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程(平成15年3月県病院事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。 第15条第1項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに天童市役所において平成20年4月21日まで縦覧に供する。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ天童南店

天童市南町一丁目2番1号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号

代表取締役 阿部 恵

- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉 店 時 刻	備考
株式会社 ジョイ	午前 9 時30分	午後8時	年間60日は午前 6 時開店
株式会社 近江建設	午前10時	午後6時	

#### (変更後)

小 売 業	を彳	テう	者	開	店	時	刻	閉	店	時	刻	備	考	
株式会社	ジ	3	1		午前	7 時			午後	10時		年間60日は午前6時開店		
株式会社	近:	江建	設		午前1	10時			午後	6 時				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時15分から午後8時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後8時15分まで。

(変更後) 午前 6 時45分から午後10時15分まで。ただし、年間60日は午前 5 時45分から午後10時15分まで。

4 変更年月日

平成20年2月1日

5 届出年月日

平成19年11月26日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年4月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理 化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成19年12月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

(変更前)財団法人山形県農業公社

山形市緑町一丁目 9番30号

(変更後)財団法人やまがた農業支援センター

山形市緑町一丁目 9番30号

2 農地保有合理化事業の実施地域

山形県における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

- 3 農地保有合理化事業の種類
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業
  - (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
  - (3) 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業
  - (4) 法第4条第2項第3号に規定する農業生産法人出資育成事業
  - (5) 法第4条第2項第4号に規定する研修等事業
- 4 変更年月日

平成19年12月1日

| 〒990-0047 | 山形市旅篭町二丁目 1-21 | 日刷所 | 坂 部 日 刷 株 式 会 社 日刷者 | 坂 部 登 電話 山形(631)2057 (631)2056 

 平成19年12月21日印刷
 発行所 山 形 県 庁

 平成19年12月21日発行
 発行人 山 形 県